

掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター

歯科臨床研修プログラム

中東遠総合医療センター

1 研修プログラムの名称 中東遠総合医療センター歯科臨床研修プログラム

2 研修プログラムの特色

- ア 静岡県中東遠医療圏47万人東部の基幹病院で、主要な診療科のスタッフがすべて揃い、歯科医師としての基本的手技の習得とともに、多彩な研修が経験できる。
- イ 歯科口腔外科は4人の常勤医（口腔外科専門医1人を含む）と1人の非常勤医（名古屋大学医学部口腔外科学講座所属）の指導により、歯科口腔外科医療の基本的知識と技能を習得し、特殊な症例に対する対応方法等が研修できる。
- ウ 平成25年5月に開院した新しい病院であり、最新鋭の医療設備の中で、質の高い医療を研修できる。中東遠地区で唯一のPET-CTを備え、口腔がん診療についても研修が可能である。名古屋大学口腔外科学講座と連携し治療を行っている。
- エ カンファレンスを適宜行い、勉強会をはじめ、市民や地域歯科医師会を対象に症例報告会やインプラント研修会、その他さまざまな勉強会・研修会を実施しているほか、院外の勉強会・学会にも適宜参加可能であり、自己研鑽の機会も充実している。
- オ 研修歯科医による指導歯科医及び研修環境の評価を行うことにより、指導歯科医の質的向上及び研修体制の向上に取り組む。
- カ 名古屋大学口腔外科学講座の関連施設であり、初期研修修了後、希望があれば名古屋大学口腔外科学講座における研修の紹介も可能である。
- キ 手術用顕微鏡、超音波骨切削器を用いた低侵襲手術を推進している。
- ク 矯正専門医と連携し顎矯正外科手術を積極的に行っている。

3 臨床研修の到達目標

本プログラムでは『口腔癌・顎顔面外傷・顎変形症』などの顎顔面外科症例および『智歯抜歯、外科的歯内療法、インプラント』などの歯科外科症例に対応できる「口腔外科医」として基本的な知識・技能の習得を目指すとともに、保存や補綴など「一般歯科医」として要求される基本的な知識・技能の習得も目標とする。

研修期間は1年間とし、歯科医師としての研修（厚生労働省が示す基準に準拠した法定研修）を行う。1年目の研修修了後にさらに1年間の専門研修を行う。2年目は口腔外科医としての歯科外科症例に対応できる基本的知識・技能の習得を目指す。

また超高齢社会を支える歯科医師に求められる『有病高齢者への観血的処置』や『悪性腫瘍の周術期口腔機能管理』、『院内NSTチームへの参画』などにも対応できる歯科医師の養成を目指す。

- ア 一般歯科医として保存、補綴から口腔外科の小手術まで基本的な知識・技能を習得する。
- イ 急性期病院における口腔外科領域の悪性腫瘍、外傷、急性炎症に対応できる知識・技能を習得する。
- ウ 患者の身体状況、疾患のみを捉えることなく、社会・心理的背景を含め全人的に捉え、患者及びその家族との適切な人間関係を確立する姿勢を身につける。

エ 多職種協働でチーム医療を遂行し、地域完結型歯科医療を実現できるよう、他の医師及び医療メンバーと協調する態度を身につける。

オ 患者の人格を尊重し、医師としてふさわしい態度と責任感を養う。

臨床研修の到達目標

当院で定める到達目標及び厚生労働省の定めた到達目標を、本プログラムの達成目標とする。

厚生労働省の定める歯科医師臨床研修の到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	口腔外科カンファレンス及びグループで討論・協議した上で、指導歯科医・上級歯科医の指導の下、実際の患者にて実践する。	20症例 医療面接の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として合計20症例以上経験していることが必要。ただし、①から⑥までの目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。			
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。			
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。			
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。			
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。			

(2) 基本的臨床技能等

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布	4 症例	目標達成の基準として各項目の必要症例数を経験していることが必要。
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。			
a. 歯の硬組織疾患	う蝕のコンポジットレジン修復、インレー修復	3 症例	
b. 歯髄疾患	歯髄炎の消炎、覆髄、抜髄	3 症例	
c. 歯周病	歯周病のプラークコントロール、スケーリング、ルートプレーニング、咬合調整	5 症例	
d. 口腔外科疾患	保存不可の歯の抜歯、傷の縫合	5 症例	
e. 歯質と歯の欠損	欠損部のブリッジ、部分床義歯、全部床義歯の作成	3 症例	
f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	高齢者の摂食機能嚥下訓練	2 症例	
③ 基本的な応急処置を実践する。	疼痛、外傷、修復物脱離、義歯破損への対応	3 症例	
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	担当患者の診療に必要なバイタルサインを測定し、全身状態を評価する。	3 症例	
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	診療に関する記録や文書を作成する（診療録、処方せん、歯科技工指示書など）	5 症例	
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全関連のセミナー等の参加 ・医療事故予防に関する基本的な対策の実践 ・インシデントレポートの作成 	5 症例	

(3) 患者管理

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	高血圧及び糖尿病で医科診療中の患者に、歯科治療上の問題点と服用薬剤等について説明する	3 症例	目標達成の基準として各項目の必要症例数を経験していることが必要。
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	患者の診療情報について主治医等に報告・検討する。	4 症例	
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	心拍及び血圧の状況に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのも似たリングを行う	2 症例	

④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	歯科診療時の合併症・偶発症に関する研修会（BLS等）・勉強会に参加し、歯科診療時の合併症・偶発症について指導歯科医に報告・検討する	2 症例	
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	入院患者に療養上の留意事項を説明し、周術期口腔機能管理を行う	1 症例	

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	・各ライフステージ及び全身状態に応じた予防管理、口腔機能管理について検討し、指導医と討議を行う。	5 症例	目標達成の基準として各項目の必要症例数を経験していることが必要。
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	・外来、病棟において各ライフステージに応じた歯科医療を実践する。	10 症例	
③ 障害を有する患者への対応を実践する。	障害を有する患者への治療計画を立案し、指導医と討議を行い、当該患者への対応を実践する	1 症例	

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	予防処置や口腔衛生管理について、歯科衛生士とディスカッションを行った上で、歯科衛生士と連携して予防処置や口腔衛生管理等を実践する。	2 症例	目標達成の基準として各項目の必要症例数を経験していることが必要。
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	歯科技工指示書を作成し、歯科技工士との連携を実践する	3 症例	
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	多職種チームの症例検討会に参加する。	5 症例	

(2) 多職種連携、地域医療

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	関連するセミナーや学会等に参加する。	2 症例	目標達成の基準として各項目の必要症例数を経験していることが必要。
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。			
③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	口腔外科カンファレンス及びグループで討論・協議した上で、指導歯科医・上級歯科医の指導の下、実際の患者にて実践する。	2 症例	
④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	多職種チーム活動に参加する。	1 症例	
⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	関連するセミナーや学会等に参加する。	1 症例	

(3) 地域保健

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	地域連携カンファレンス等に参加する。	2 症例	①と②の目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 地域医療カンファレンス等への参加により経験とする。
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。			

(4) 歯科医療提供に関する制度の理解

到達目標	研修内容	必要症例数	修了判定の基準
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	関連するセミナーや学会等に参加する。	3 症例	目標達成の基準として合計3症例以上経験していることが必要。ただし、①から③までの目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 関連するセミナーや学会等への参加により経験とする。
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。			
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。			

4 研修スケジュール

研修期間： 1年間（1年目を法定研修とし、研修修了後にさらに1年間の専門研修を行う。）

※1年目修了時に臨床研修管理委員会にて法定研修の修了可否を判断した上で、2年目の専門研修を行う。

研修施設： 中東遠総合医療センター

診療時間： 平日 8時30分～最終予約が16時00分まで（土日祝は定休日）

週間スケジュール

	月	火	水	木	金
午前	外来診察	外来診察 全身麻酔手術	外来診察	外来診察	外来診察
午後	再診 外来手術 入院抜歯など	全身麻酔手術	再診 外来手術 入院抜歯など	全身麻酔手術 障害者歯科 ^{注1} (非常勤)	再診 外来手術 入院抜歯など

※ 初診は初診担当医が行う（月～金曜日午前のみ）

※ 月～金曜日午後・火曜日午前は完全予約制

※ 外来手術（局所麻酔＋静脈内鎮静法下での入院抜歯を含む）は基本的に月・水・金の午後に行う。

※ 全身麻酔下での手術は基本的に火曜日（午前・午後）・木曜日（午後）に行う。ただ緊急手術（外傷など）についてはこの限りではない。

注1 障害者歯科外来は月2回、地域歯科医師会が運営主体となり、朝日大学より非常勤指導医を招聘し、地域歯科医師会の開業一般歯科医が行動変容療法を習得するための研修を実施している。

5 研修プログラムの指導体制

(1) プログラム責任者

歯科口腔外科診療部長 夫 才成

(2) 指導歯科医（上級歯科医）リスト

氏名	役職	臨床経験年数	研修に関する役割	専門医等資格
夫 才成	診療部長	27年	プログラム責任者 指導歯科医	日本口腔外科学会専門医 歯科医師臨床研修指導医
荻須 宏太	医長	10年	上級歯科医	日本口腔外科学会認定医
太田 優也	医員	8年	上級歯科医	
鈴木 秀祐	医員	3年	上級歯科医	
小野 未乃梨	非常勤歯 科医師	1年	上級歯科医	

(3) 指導体制

- ア 研修歯科医は所属長の責任において口腔外科専門医のもとでプログラムに基づき研修する。
- イ 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。
- ウ 研修歯科医は関連する専門医の指導を随時受けることができる。
- エ 指導歯科医は、研修歯科医の教育効果のあると思われる症例および人数の患者を受け持たせる。
- オ 研修歯科医は総合病院内で行われる医療全体の中における歯科口腔外科診療を理解するため一般医科研修医と同様のオリエンテーションを行う。

(4) 勉強会・研修会等

ア オリエンテーション・基礎研修

研修開始当初は、院内諸規則、医療に関する諸法規、施設設備の概要と使用方法、院内業務マニュアル、各科の研修内容の概略等の講義・実習などのオリエンテーション及び基礎研修を行う。

イ 院内での講習会等

- ① 口腔外科カンファレンス
 - ・基本的には毎日17:00から開催する。研修歯科医は原則参加とする。
- ② I C L S
 - ・年1回の参加を推奨する。
- ③ 地域連携症例報告検討会
 - ・年2回開催され、研修歯科医は原則参加とする。
- ④ 院内感染対策講演会、医療安全管理研修会、医療市民講座医療者向け講演会
 - ・研修歯科医は、原則参加とする。

ウ 院外での講習会等

B L S、A C L S、がん拠点病院での緩和ケア講習会等、院外での講習会等についても研修の一環として参加することができる。

(5) 歯科設備の状況

設 備	台 数
歯科用診療台	6 台
歯科用エックス線装置	1 台
パノラマエックス線装置	1 台
オートクレーブ	4 台
超音波歯石除去器	6 台
口腔内画像処理システム	6 台
口腔外バキューム	6 台
生体モニター	3 台
手術用顕微鏡	1 台
超音波骨切削器（ピエゾ）	2 台
手術用拡大鏡	2 台

(6) 症例数（令和6年度実績）

区 分	人 数
年間外来患者数	12,845 人
1日平均外来患者数	53 人
年間入院患者数	854 人

6 プログラムの管理運営体制

- (1) 中東遠総合医療センターは、歯科医師臨床研修管理委員会を設置し、研修の実施を統括管理する。
- (2) 歯科医師研修管理委員会は、定期的に開催し、下記事項について協議する。
 - ア 研修プログラムの作成
 - イ プログラムの質の向上
 - ウ 研修歯科医の管理（採用、中断、終了の評価）
 - エ 指導歯科医の資質向上
 - オ その他研修プログラムに関すること
- (3) 研修プログラムの内容は、パンフレット（概要）及び小冊子として公表し、研修希望者に配布する。

7 研修歯科医の評価

- (1) 研修歯科医は研修達成目標及び研修目標について、自己評価を行う。
- (2) プログラム責任者は、別紙「研修歯科医評価票」により研修歯科医を評価する。
- (3) 研修終了時点で研修歯科医評価票を集約し、歯科医師臨床研修管理委員会へ提出する。
- (4) 歯科医師臨床研修管理委員会は協議の上、以後の研修についての必要な助言と修正を行う。

8 指導歯科医の評価

研修歯科医は研修終了時に「研修歯科医指導体制評価票」により指導体制及び指導歯科医を評価する。この評価は指導歯科医を批判するために行うのではなく、指導歯科医の資質向上に資する目的のために実施するものである。

9 プログラム修了の認定

研修終了時点で、歯科医師臨床研修管理委員会は研修目標が達成されたことを確認するとともに、研修修了を認定する。これに基づき、研修歯科医にこのプログラムを修了したことを記した「修了証書」を授与する。

10 研修歯科医の募集

- (1) 募集人員 1名
- (2) 募集方法 公募（マッチングシステム利用）
- (3) 応募資格 歯科医師国家試験合格（見込み）者
- (4) 応募手続
 - ア 応募書類 研修申込書兼履歴書、卒業（見込）証明書、成績証明書
 - イ 応募期間 令和7年7月から令和7年8月末まで
- (5) 選考方法等
 - ア 選考日時 令和7年8月
 - イ 選考方法 面接
- (6) 研修開始時期
令和8年4月1日

11 研修歯科医の処遇

- (1) 雇用方法 会計年度任用職員
- (2) 給与手当 基本賃金 366,200円
期末勤勉手当 1,127,800円
時間外手当（診療業務の実働に応じ支給）、通勤手当
- (3) 勤務時間 原則として、土日、休日を除く午前8時15分から午後5時までであるが、状況に応じてその後の時間も研修に当てることもある。また、受持患者が重症となった時は、病院内に宿泊（仮眠設備有り）することもある。
日当直業務は行わない。
- (4) 休 暇 有給休暇：10日（リフレッシュ休暇は3日、他には忌引きによる休暇等）
- (5) 宿 舎 病院周辺の物件を病院が契約して提供する。
（個人負担は、月 10,000 円～ 20,000 円程度）
- (6) 研修医室 医局内の研修医室を使用
- (7) 社会保険等 公的医療保険：静岡県市町村職員共済組合
公的年金保険：厚生年金保険
労働者災害補償保険法の適用あり、雇用保険あり
- (8) 健康管理 健康診断（年1回）実施
- (9) 医師賠償責任保険 病院施設賠償保険と併せ、医師賠償責任保険（包括式）にも病院とし

て加入する。

- (10) 外部の研修活動 学会・研究会等の院外研修への参加も可能です。
年間10万円の補助があります。

12 認定（関連）施設一覧

臨床研修指定病院

日本内科学会認定医制度教育関連病院

日本腎臓学会研修病院

日本透析医学会専門医制度認定施設

日本循環器学会認定循環器専門医研修施設

日本消化器病学会専門医制度認定施設

日本消化器内視鏡学会指導施設

日本神経学会専門医制度准教育施設

日本睡眠学会睡眠医療認定医療機関[A型]

日本血液学会専門医研修施設

日本外科学会外科専門医制度修練施設

日本消化器外科学会専門医修練施設

日本呼吸器学会関連施設

日本がん治療認定医機構認定研修施設

日本アレルギー学会アレルギー専門医准教育研修施設

日本臨床細胞学会認定施設

日本脳神経外科学会専門医認定制度指定訓練場所

日本脳卒中学会専門医認定制度研修教育病院

日本脳神経血管内治療学会認定研修関連施設

日本脳ドック学会認定脳ドック施設

日本整形外科学会認定制度研修施設

日本リウマチ学会教育施設

日本心血管インターベンション治療学会研修施設

日本周産期・新生児医学会周産期母体・胎児専門医暫定研修施設

日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導施設

日本小児科学会研修施設

日本眼科学会専門医制度研修施設

日本泌尿器科学会泌尿器科専門医教育施設

日本皮膚科学会認定専門医研修施設

日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医研修施設

日本麻酔科学会麻酔科認定病院

日本病理学会研修認定施設

日本口腔外科学会専門医准研修機関

日本人間ドック学会・日本病院会優良二日ドック施設

日本救急医学会救急科専門医指定施設

13 問い合わせ先

掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター 臨床研修センター
〒436-8555 静岡県掛川市菖蒲ヶ池1番地の1

電話：0537-28-9501 FAX：0537-28-8971

e-mail：kensyu@chutoen-hp.shizuoka.jp URL：http://www.chutoen-hp.shizuoka.jp